

議案第32号

三朝町職員の給与の特例に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町職員の給与の特例に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年3月10日

三朝町長 吉田秀光

三朝町条例第 号

三朝町職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

三朝町職員の給与の特例に関する条例(平成16年三朝町条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下「追加項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加項等を除く。以下「改正後部分」)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(職員の給与の額の特例)</p> <p>第2条 <u>平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)</u>における給料表適用職員の給料月額は、職員給与条例第3条、第4条及び第4条の2の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額(以下「給料基礎額」という。)から当該額に <u>100分の2</u> を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、給料表適用職員に係る次に掲げる額の算出の基礎となる給料月額は、給料基礎額とする。</u></p>	<p>(職員の給与の額の特例)</p> <p>第2条 <u>平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)</u>における給料表適用職員の給料月額は、職員給与条例第3条、第4条及び第4条の2の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額(<u>第3項において「給料基礎額」という。</u>)から当該額に <u>100分の4</u> を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額(以下「算定基礎額」という。)とする。</p> <p>2 <u>特例期間における給料表適用職員に係る職員給与条例の規定により給料月額に基づいて算定されることとなるすべての手当及</u></p>

(1) 手当の額

(2) 職員給与条例第 16 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額

- 3 特例期間における給料表適用職員の管理職手当の額は、職員給与条例第 8 条第 1 項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から当該額に 100 分の 2 を乗じて得た額(当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる管理職手当の額は、同項の規定により定められた額とする。
- 4 特例期間における給料表適用職員の期末手当の額は、職員給与条例第 19 条の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に 100 分の 2 を乗じて得た額(当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。
- 5 特例期間における給料表適用職員の勤勉手当の額は、職員給与条例第 20 条の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に 100 分の 2 を乗じて得た額(当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

び職員給与条例第 16 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料の月額は、算定基礎額とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、給料表適用職員に係る退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、給料基礎額とする。

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。